

令和元年12月23日
大台町役場総務課

解体工事を行うとび・土工事業者の取り扱いについて

標記について、下記の通り周知いたしますのでご承知ください。

1. 概要

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」が公布されたことにより、平成28年6月1日（法施行日）から、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されています。

これまで解体工事は既存の「とび・土工工事業」の業種区分の中に含まれていましたが、「とび・土工工事業」から分離独立する形で、解体工事のみを施工する専門業種として「解体工事業」が新設されています。

したがって、平成28年6月1日以降、税込500万円以上の解体工事を施工する場合は、「解体工事業」の建設許可を受けることが必要となっています。

2. 大台町発注の解体工事業への入札参加について

大台町が発注する公共工事の入札に参加するためには、「大台町建設工事等入札参加資格者名簿」に登録されている必要があります。

大台町が発注する解体工事の入札に参加するためには、解体工事業の建設許可を受け、経営事項審査において解体工事業を審査対象業種として受審しなければなりません。

そのうえで公益財団法人三重県建設技術センターに、解体工事業に係る「希望業種の追加」の共通変更届を提出し、名簿に登録される必要があります。

3. 共同受付に関する問い合わせ先

公益財団法人三重県建設技術センター

TEL：059-229-5610 FAX：059-229-5619

入札参加資格審査に関するホームページアドレス

三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格審査（建設工事、測量・建設コンサルタント等）変更及び随時新規申請のサイトへのリンク

http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/83302030390_00002.htm